

平成30年第4回北海道議会定例会 保健福祉委員会（最終日前日）開催状況

開催年月日 平成30年12月12日（水）
 質問者 日本共産党 佐野 弘美 委員
 答弁者 地域医療推進局長 三瓶 徹
 地域医療課長 小川 善之
 道立病院局次長 湯谷 隆博
 病院経営課長 福原 靖博

質問内容	答弁内容
<p>一 控除対象外消費税について 医療機関では社会保険診療報酬が非課税であるために、食品や医薬品、増改築などすべての仕入れにかかった消費税が控除されず、多額の控除対象外消費税、損税が発生し、医療機関が身銭を切って支払う状態が続いています。国は、診療報酬により補填するとしてきましたが、先月国会では、消費税8%増税に伴う、補填不足が明らかとなり、病院の経営を圧迫している。また、国民負担が増大する診療報酬の上乗せではなく、抜本的な解決が必要だ、など議論がされたと承知しています。今後、消費税が10%へ増税されれば、北海道の地域医療を守る上で、さらに困難が増すことが懸念されることから、以下伺います。</p> <p>(一) 道立病院について 道立病院事業会計における2017年度の控除対象外消費税の負担額を伺います。また、税率が10%となった場合の負担額はどうか、併せて伺います。</p> <p>(二) 医業収益との比較について 1億円以上の負担増は大変なことと思います。2017年度の病院事業会計における医業収益は、どのくらいであったのか、また、控除対象外消費税はその収益に対して、どのくらいの割合なのか併せて伺います。</p> <p>(三) 道立病院の経営への影響について すでに、5.6%も負担していることは、経営に大きな影響を及ぼしていると思います。消費税が増税になった場合、さらに大きな負担となって、経営を圧迫すると思いますが、どのような認識か伺います。</p> <p>(四) 消費税増税の自治体病院等への影響について 小樽市の病院企業会計では、控除対象外消費税が2017年度で3億1,300万円を超え、10%増税で3億9,000万円に上ることが明らかになっています。このように控除対象外消費税は自治体病院等の経営を圧迫し、地域医療の存続に悪影響を与えると考えますが、道の認識を伺います。</p>	<p>【病院経営課長】 控除対象外消費税についてでございますが、道立病院事業会計におけます、平成29年度の控除対象外消費税は、約4億3,320万円となっております。これをベースに、税率が10パーセントとなった場合には、約5億4,150万円となり、約1億830万円増加する見込みでございます。</p> <p>【病院経営課長】 医業収益との比較についてでございますが、平成29年度の病院事業における医業収益は、約78億294万円となっております。負担した控除対象外消費税は、医業収益の約5.6パーセントに相当するところでございます。</p> <p>【道立病院局湯谷次長】 道立病院の経営への影響についてでございますが、国では、現在、医療に係る消費税のあり方につきまして、検討していると承知をしており、現段階で収支の見通しを立てることはできないところでございます。道立病院局といたしましては、全国自治体病院協議会などを通じまして、消費税率の引き上げによって病院経営が圧迫されることのないよう、「医療機関に対する消費税制度の改善」につきまして国に対し、要望しているところでございまして、今後におきましても、国の動向を注視してまいりたいと考えてございます。</p> <p>【地域医療課長】 消費税増税の影響についてであります。医療機関における社会保険診療は非課税となっており、患者から消費税を徴収しておりませんが、診療のための医薬品や医療機器などの購入の際に医療機関が支払っている消費税につきましては、納税時に控除されておらず、医療機関が負担しているところでございます。このため、自治体病院をはじめとする医療機関の消費税負担につきましては、診療報酬改定に</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>診療報酬改定における必要額の上乗せが不足していた、医療機関等の負担になっていたと国会での議論だったと思いますが、道内の地域医療の存続にも関わる実態であることを道は認識すべきです。</p> <p>(五) 消費税増税に対する道の対応について 消費税の増税は地域医療を疲弊させるものであり、医療団体等から危惧する声も聞こえていますし、提言も出されていると承知していますが、道としてどのように対応していくのか伺います。</p> <p>今年8月、日本医師会、歯科医師会、薬剤師会、四病院団体協議会がまとまって、診療報酬への補填を維持した上で、申告により補填の過不足に対応するよう求める提言を出されました。国は、診療報酬への上乗せを検討しているとのことですが、診療報酬への上乗せは患者の窓口負担や医療費の増額につながり、国民の負担に跳ね返ります。社会保険診療報酬の非課税原則とも矛盾します。輸出業に対しては輸出戻し税があり、莫大な利益を上げていても全額消費税が還付されています。一方で、赤字に苦しみながらも地域医療を守るために頑張っている医療機関にはまったく還付しない、消費税分を医療費に上乗せして道民に負担をかぶせるのはまったくおかしなことです。道は、地域医療と道民生活を守る立場で控除対象外消費税が地域医療に及ぼす影響を把握、認識し、国に対してもしつかり要望などもしていくべきだということを求めて質問を終わります。</p>	<p>おきまして、必要額の上乗せによって対応されてきたところをごさいます、平成31年10月に予定されている消費税率の引き上げに向け、現在、国におきまして、診療報酬改定による対応等を検討していると承知しております。</p> <p>【地域医療推進局長】 道の対応についてでございますが、日本医師会や病院関係団体などでは、社会保険診療に係る消費税制度のあり方につきまして、医療機関の経営圧迫や患者負担の増加とならないよう、制度を改めるべきとの提言が公表されたところでございます。国では、医療に係る税制のあり方につきまして、総合的な検討を行うこととしており、道といたしましては、全国知事会と連携しながら、社会保険診療に係る消費税の取扱いにつきまして、地域医療体制確保の観点から、速やかに対策を講じるよう国に要望を行っているところでございます。</p>